

議案第7号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年8月2日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

理由

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例に規定している旅行雑費の支給額を変更するに当たり、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例  
の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「一日当たり200円」を「支給しない」に改め、同項第2号中「1,300円」を「1,100円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例・新旧対照表

改正案	現行
<p>(旅行雑費)</p> <p>第18条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 県内旅行 <u>支給しない</u></p> <p>(2) 県外旅行 一日当たり <u>1, 100円</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の通信連絡費等の費用を要する旅行で規則で定めるものについては、規則で定める額の旅行雑費を支給することができる。</p>	<p>(旅行雑費)</p> <p>第18条 同左</p> <p>(1) 県内旅行 <u>一日当たり200円</u></p> <p>(2) 県外旅行 一日当たり <u>1, 300円</u></p> <p><u>2</u> <u>1日の旅行において、旅費雑費について額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の額を支給する。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の通信連絡費等の費用を要する旅行で規則で定めるものについては、規則で定める額の旅行雑費を支給することができる。</u></p>